

株主各位

第35期定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

株式会社ケイ・ウノ

上記事項につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、交付書面請求をいただいた
株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供
措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第4回新株予約権
発行決議日	2023年3月31日	
新株予約権の数	180個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき200株)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり168,000円 (1株当たり840円)	
権利行使期間	2025年4月1日から2033年3月30日まで	
行使の条件	(注)	
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 120個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 3名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0個 保有者数 0名

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者は、当社株式が割当日以降においていざれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。
3. 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部または全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
- (i) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過する日までは、割当てられた権利の3分の1の権利を行使することができる。
- (ii) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過した日以降は、割当てられた権利の3分の2の権利を行使す

ることができる。

- (iii) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から2年間が経過した日以降は、割当てられた権利の全部を行使することができる。
4. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人はその権利を相続することはできない。
 5. 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①法令及び定款を遵守し、社会規範や企業倫理を重視した公正、誠実な事業活動を行うことを基本理念とした社内規定を定め、取締役は自ら率先してその実現に努める。
 - ②取締役会は、取締役から付議、報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また社外取締役の意見を得て監督の客観性と有効性を高める。
 - ③取締役、執行役員及び使用人が、法令及び定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときに、直接通報・相談を受ける体制（内部通報制度）を整備し、速やかな違反行為等の把握及び対応に努める。
 - ④内部監査担当部門は、独立した立場からコンプライアンスの取組状況について調査を行い、適宜代表取締役及び監査等委員会に報告する。
 - ⑤反社会的勢力の排除については、「社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たない。」旨を社内規定に明記し、反社会的勢力との対決姿勢を明確にする。
- (2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①文書管理の基本的事項を社内規定に定め、取締役及び執行役員の職務執行に係る情報を適切に保存、管理（廃棄を含む。）を行う。
 - ②上記の情報は、取締役、執行役員及び監査等委員が常時閲覧できるよう管理するものとする。
- (3) 損失の危険の管理に対する規程その他の体制
 - ①取締役及び執行役員は、担当する責任部門についてのリスクの洗い出し・評価を行うとともに、必要に応じてリスク管理体制の見直しを行い、リスクの予防、軽減に取り組む。
 - ②取締役及び執行役員は、担当する責任部門において、リスク管理に係わる社内規定の周知徹底を図る。
 - ③内部監査担当部門は各責任部門の日常的なリスク管理及び社内規程の運用状況の調査を実施するほか、必要に応じて、各責任部門に対して助言、指導を行う。
 - ④重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応が

できるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保する。

- (4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会は事業計画を策定して、当該計画に基づき、業績目標及び予算を設定し、取締役COOを中心とする業務執行体制で目標の達成にあたる。
 - ②執行役員制度を導入し、経営の意思決定機能と業務遂行機能の役割を明確にすることで、双方の意思決定の迅速化を図る。
 - ③取締役及び執行役員の意思決定を効率的に執行するために、組織編成、業務分掌をはじめとする社内規定を整備する。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社及び関連会社の管理に関する「関係会社管理規程」に基づき、企業集団における業務の適正な運用を確保する。
 - ②子会社及び関連会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確保する。
 - ③内部監査室により、子会社及び関連会社の内部監査を定期的に実施し、子会社及び関連会社の業務の適正な運用を確保する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（以下「監査等委員会スタッフ」とする。）に関する事項
- 監査等委員会が監査等委員会スタッフを求めた場合、経営戦略担当部門及び内部監査担当部門を監査等委員会の職務を補助すべき組織とし、経営戦略担当部門及び内部監査担当部門の社員が監査等委員会スタッフを兼務する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査等委員会スタッフの任命・異動については、監査等委員会の事前の同意を必要とし、監査等委員会スタッフは、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会の職務を優先する。
 - ②監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会スタッフへの指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けない。
- (8) 監査等委員でない取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ①当社の監査等委員でない取締役等は、監査等委員会との意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
 - ②内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に隨時報告す

るものとする。

- (9) 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社の取締役、執行役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は立替精算等の手続及びそれらの処理に関する事項
当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用に充てるため、毎年度、監査等委員からの申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、監査等委員から当該費用に係る前払又は立替精算等の請求があった場合には、すみやかに請求に応じてこれを処理する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①監査等委員でない取締役及び執行委員は、監査等委員の職務の適切な遂行のため、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査が適切に行えるよう協力する。
②内部監査担当部門は、監査等委員会と緊密な連携を保持し、また、監査等委員会の要請に応じてその監査に協力する。
- (12) 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制の整備
財務報告の適正性と信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けて、財務報告に係わる内部統制システムの構築を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用の評価計画を定め、継続的に社内評価を実施しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては改善処置を実施し、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度におきましては、内部統制システムの基本方針に基づき、内部監査担当部門を中心に全社を挙げて業務の有効性及び効率性の向上、コンプライアンス強化に取り組んでおります。

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)

(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本余金	利益剰余金	株主資本合計	為替調整勘定	その他の包括利益累計額	合計	
当期首残高	30,000	152,300	824,210	1,006,510	14,173	14,173	14,173	1,020,683
当期変動額								
新株の発行	106,720	106,720		213,440				213,440
新株の発行 (新株予約権の行使)	5,040	5,040		10,080				10,080
減資	△86,720	86,720		—				—
親会社株主に帰属する当期純利益			22,803	22,803				22,803
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					2,624	2,624	2,624	2,624
当期変動額合計	25,040	198,480	22,803	246,323	2,624	2,624	2,624	248,948
当期末残高	55,040	350,780	847,014	1,252,834	16,797	16,797	16,797	1,269,632

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2 社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ユートレジャ一
U-International Factory Co., Ltd.

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1 社
- ・主要な会社等の名称 恺吾柔璞琳夢股份有限公司

② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社である恺吾柔璞琳夢股份有限公司は決算日が連結決算日と異なるため、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 棚卸資産

- ・製品、仕掛品 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・原材料 地金は、総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
その他の原材料は、主に個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～31年

機械装置及び運搬具 9年

工具、器具及び備品 5年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産 定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

・IFRS第16号に基づく使用権資産

在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「6. 収益認識に関する注記 (2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社及び在外持分法適用会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	530,707千円
無形固定資産	84,720千円
減損損失	13,245千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本としており、連結子会社は各社をグルーピングの単位としております。減損の兆候が認められた場合は、将来キャッシュ・フローを見積り回収可能性のテストを行った結果、収益性が著しく低下した資産又は資産グループに関しては、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。将来キャッシュ・フローについては、取締役会で承認された事業計画を基に算出することとしております。なお、市場環境の著しい変化により事業計画の見直しが必要となった場合は、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	85,427千円
--------	----------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が将来の課税所得の見積額と相殺され税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しており、回収可能性については将来の課税所得及びタックスプランニング等に基づいて判断しております。課税所得及びタックスプランニングは、取締役会で承認された将来の事業計画に基づいております。

事業計画の策定については、過去の実績を基に直近の受注状況を織り込んで、また、市場環境の状況等を考慮しております。

なお、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,460,238千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,055,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類と数

普通株式 75,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については流動性・安全性の考え方を基本とし、短期的な預金等を中心としております。また、設備投資に必要な資金や短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金で、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資にかかる資金調達と短期的な運転資金を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後5年以内です。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金及び差入保証金のリスクについては、相手先又は差入先の状況を定期的にモニタリングし、相手先又は差入先ごとに回収管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入については、定期的に市場変動状況を確認し、金利状況を把握することでリスクを管理しております。

・資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
差入保証金	345,097	317,219	△27,877
資産計	345,097	317,219	△27,877
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,015,114	1,017,307	2,193
負債計	1,015,114	1,017,307	2,193

(3) 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	317,219	—	317,219
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	—	1,017,307	—	1,017,307

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、返還時期の見積りを行い、見積期間に対応した国債利回り等適切な指標により将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

ジュエリー	6,559,586千円
時計	192,042千円
その他	252,547千円
顧客との契約から生じる収益	7,004,176千円
その他の収益	一千円
外部顧客への売上高	7,004,176千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① ジュエリー等の製造及び販売

当社は、フルオーダー・アレンジオーダーによるジュエリー等の製造及び販売、並びに、ジュエリーのリフォームを行っております。これらに係る請負契約は、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が1ヵ月程度とごく短いため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識会計基準適用指針」という。）第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、製品を顧客に対して納品した時点で収益を認識しております。また、顧客から対価を受領した際に契約負債を計上し、製品を顧客に対して納品した時点で当該契約負債を取り崩しております。

さらに、オーダーメイドだけでなくジュエリー等の既製品の製造及び販売も行っておりますが、製品を顧客に対して納品した時点で履行義務を充足したと判断し、その時点で収益を認識しております。

取引の対価は、主として納品時までに現金払い又はクレジットカード払いで全額受領しており、重要な金融要素はありません。

取引価格は、顧客との契約に基づき、顧客と約束した対価を基礎としており、重要な変動対価はありません。

ジュエリー等の製造及び販売は、「②アフターサービス制度」「③ショッピングチケットの配布」「④ポイントの付与」に記載したものを除き、単一の履行義務のため、他の履行義務への取引価格の配分は行っておりません。

②アフターサービス制度

当社で購入された製品（手作りコースシルバー製品・一部雑貨商品を除く）に関して、製品の販売に付随して、自社の職人による「サイズ直し」「リフレッシュ仕上げ（洗浄・小傷取り）」（以下、「アフターサービス」と呼ぶ）を永久無料・回数無制限で提供しております。

当該アフターサービスは製品販売とは別個の履行義務として識別しており、アフターサービスの提供に応じて顧客が便益を享受して履行義務が充足されると判断していることから、アフターサービスの提供に応じて収益を認識しております。また、顧客から対価を受領した際に契約負債を計上し、アフターサービスの提供に応じて収益を認識した際に当該契約負債を取り崩しております。

アフターサービスに関しては、将来の役務に対する対価を製品の販売時に事前に受け取っているものの、履行義務の現金販売価格と実際に受領する対価に重要な差異がないと考えられることから、重要な金融要素は存在しておりません。

取引価格は、顧客との契約に基づき、アフターサービスの取引価格を基礎としており、重要な変動対価はありません。

製品販売及びアフターサービスの取引価格は、独立販売価格の比率に基づいて各履行義務に配分しております。アフターサービスの独立販売価格は予想発生費用に基づいて見積もっており、これと製品の独立販売価格の比率を用いて、それぞれの履行義務に係る取引価格を算出し、取引価格を各履行義務に配分しております。

③ショッピングチケットの配布

当社は、定期的に開催しているフェアやご紹介特典でのプレゼントとして、次回以降の当社製品購入時に割引購入できる「ショッピングチケット」を配布しております。

当該ショッピングチケットの配布は製品販売とは別個の履行義務として認識しており、次回以降の当社製品の割引購入時に顧客が便益を享受して履行義務が充足されると判断していることから、ショッピングチケットを用いた割引購入に応じて収益を認識しております。また、顧客から対価を受領した際に契約負債を計上し、ショッピングチケットの利用に応じて収益を認識した際に当該契約負債を取り崩しております。

ショッピングチケットに関しては、将来の割引額に係る対価をショッピングチケット配布時に事前に受け取っているものの、履行義務の現金販売価格と実際に受領する対価に重要な差異がないと考えられることから、重要な金融要素は存在しておりません。

取引価格は、顧客との契約に基づき、ショッピングチケットに記載されている割引額を基礎としており、重要な変動対価はありません。

製品販売及びショッピングチケットの取引価格は、独立販売価格の比率に基づいて各履行義務に配分しております。

④ポイントの付与

連結子会社は独自のポイント制度を導入しており、顧客への商品販売に伴い、次回以降の製品購入時に割引購入できる「ポイント」を付与しております。

当該ポイントの付与は製品販売とは別個の履行義務として認識しており、次回以降の当社製品の割引購入時に顧客が便宜を享受して履行義務が充足されると判断していることから、ポイントを用いた割引購入に応じて収益を認識しております。また、顧客から対価を受領した際に契約負債を計上し、ポイントの利用に応じて収益を認識した際に当該契約負債を取り崩しております。

ポイントに関しては、将来の割引額に係る対価をポイント付与時に事前に受け取っているものの、履行義務の現金販売価格と実際に受領する対価に重要な差異がないと考えられることから、重要な金融要素は存在しておりません。

取引価格は、顧客との契約に基づき、ポイントとして付与されている割引額を基礎としており、重要な変動対価はありません。

製品販売及びポイントの取引価格は、独立販売価格の比率に基づいて各履行義務に配分しております。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	405,922千円	438,958千円
契約負債	846,821千円	833,126千円

契約負債は、顧客から商品代金として受領した前受金、アフターサービス制度における未履行のサービスに対して支払いを受けた対価、未使用のショッピングチケットに係る将来の使用見込額、及び未使用のポイントに係る将来の使用見込額であります。これらの詳細については、「(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」を参照ください。当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、799,360千円であります。

なお、当社では契約資産を生じさせる取引はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の合計額は、833,126千円です。当残存履行義務は概ね4年以内に履行される見込みです。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
- (2) 1株当たり当期純利益

1,203円21銭
21円87銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)

(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本										純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金								
	資本準備金	その他の資本剰余金合計	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金合計					
当期首残高	30,000	69,900	82,400	152,300	2,920	3,690	890,206	896,816	1,079,116	1,079,116		
当期変動額												
新株の発行	106,720	106,720		106,720					213,440	213,440		
新株の発行 (新株予約権の行使)	5,040	5,040		5,040					10,080	10,080		
減資	△86,720		86,720	86,720					—	—		
固定資産圧縮積立金の取崩						△369	369	—	—	—		
当期純損失							△82,712	△82,712	△82,712	△82,712		
当期変動額合計	25,040	111,760	86,720	198,480	—	△369	△82,343	△82,712	140,807	140,807		
当期末残高	55,040	181,660	169,120	350,780	2,920	3,320	807,862	814,103	1,219,923	1,219,923		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

- ・製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・原材料

地金は、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

その他の原材料は、主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～31年

構築物 15年～20年

機械及び装置 9年

工具、器具及び備品 5年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・その他の無形固定資産

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 株主優待引当金 株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、当社は、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表「6. 収益認識に関する注記 (2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	509,045千円
無形固定資産	71,330千円
減損損失	13,245千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記 (1) 固定資産の減損 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	71,786千円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記 (2) 繰延税金資産の回収可能性

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,428,393千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	284,607千円
② 長期金銭債権	50,820千円
③ 短期金銭債務	32,544千円
(3) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務	
① 金銭債権	666千円
② 金銭債務	1,213千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	876,409千円
営業取引以外の取引高	2,143千円

5. 税効果会計に関する注記

(1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(總延税金資産)

減損損失	74,112千円
棚卸資産評価損	88,246千円
関係会社株式評価損	33,691千円
資産除去債務	99,196千円
賞与引当金	47,313千円
未払費用	7,404千円
その他	67,500千円
總延税金資産小計	417,465千円
評価性引当額	△317,993千円
總延税金資産合計	99,471千円
(總延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△22,414千円
固定資産圧縮積立金	△1,804千円
その他	△3,465千円
總延税金負債合計	△27,684千円
總延税金資産の純額	71,786千円

(2) 法人税等の税率の変更による總延税金資産及び總延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る總延税金資産及び總延税金負債については、法定実効税率を34.4%から35.3%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所 有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	U-International Factory Co., Ltd.	所有 直接97.475%	役員の兼務 資金の貸付	資金の貸付 利息の受取（注） 経費の立替	— 2,143 130,298	短期貸付金 長期貸付金 立替金	23,100 50,820 193,243

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金貸付の取引条件については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額
- (2) 1株当たりの当期純損失

1,156円11銭
79円32銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。